

## ◆ 烏川外の大規模氾濫における課題

### 避難計画等に関する事項

- [課題 1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。
- [課題 2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、それに応じた水位観測（基準水位の設定）や避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題 3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題 4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
- [課題 5] 県管理河川の氾濫影響により、洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
- [課題 6] 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知され、避難情報を正確に理解し、避難行動に繋がられる必要がある。

現況と課題

◆高崎地域の水位周知河川(県管理)の大規模氾濫における課題

**水防に関する事項**

- [課題7] 洪水浸水想定区域が広がったことにより、管轄する区域が広範囲となる水防団※があった場合、より機動的な対応が必要となる。
- [課題8] 地形的に浸水深が深刻な地区に、重点的に水難救助資機材の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には、水防資機材が不足する懸念がある。

**排水に関する事項**

- [課題9] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

**河川管理施設の整備に関する事項**

- [課題10] 中高頻度の出水規模（おおむね20年から30年に1回程度発生）においても、堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高く、整備を必要とする。

**その他の事項（避難計画及び水防に関連する事項）**

- [課題11] 水位周知区間外の浸水の危険性が見込まれるため、水位周知区間の延伸や水防計画及び避難計画等の見直しの検討が必要となる。

※本資料では、水防活動を行う消防機関及び水防団を総称して、水防団と表記している。


取組状況

減災に関する現状の取組状況

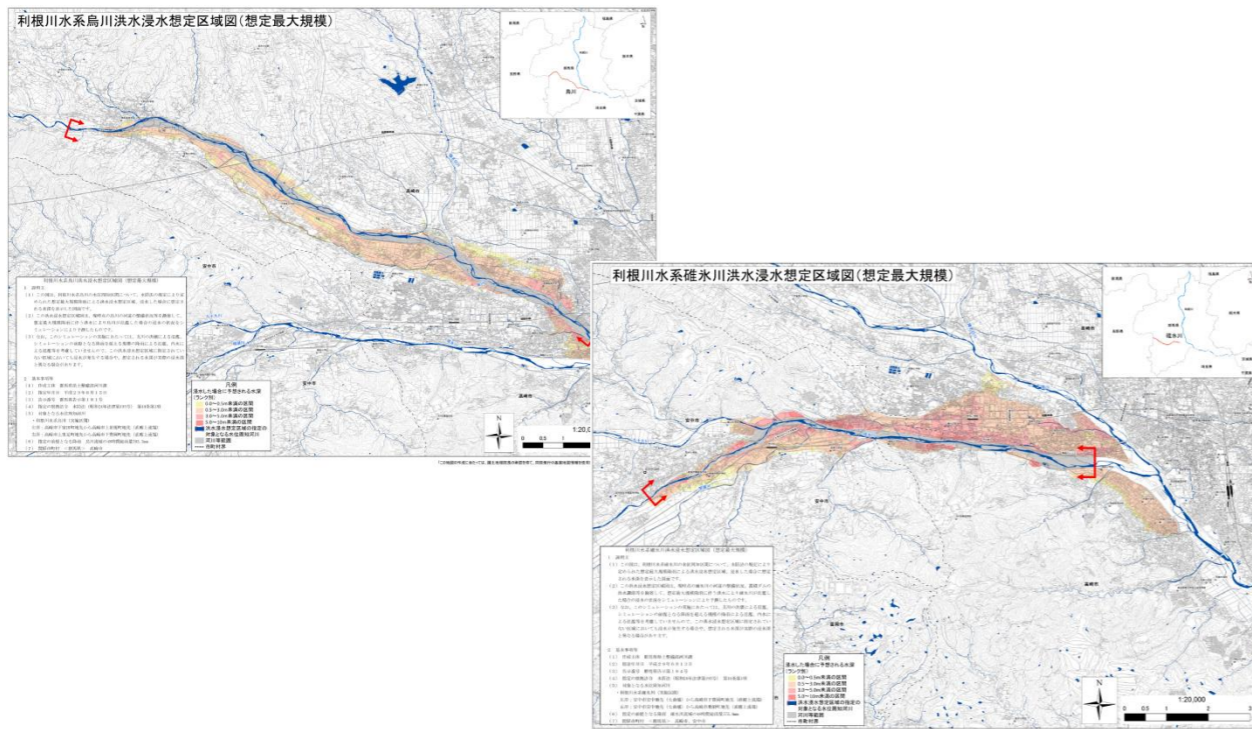
# ①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング、住民等への情報伝達の体制や方法

## 【現状の取組】

 県は、高崎地域の水位周知河川（烏川、碓氷川、井野川、榛名白川、鐺川、鮎川、利根川）について、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を群馬県河川課ウェブサイトで公表している。当該河川の避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等（水位周知）を実施している。

また、ウェブサイト（群馬県水位雨量情報）を通じて河川水位、ダム放流量等を防災関係機関・流域住民等に情報提供している。



碓氷川洪水浸水想定区域図（群馬県）

群馬県水位雨量情報システム

TOP 観測情報 カメラ画像 国用旗 注意事項

緊急新着情報 緊急新着情報はありません。 観測日時: 2017年06月27日 20時00分

観測所名	10分雨量	60分雨量	時間雨量	3時間雨量	6時間雨量	24時間雨量	累加雨量	降雨開始時刻	事務所名	市町村名
上三	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
碓氷(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
碓氷(中)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
碓氷(下)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
三の倉(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	高崎市
三の倉(中)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	高崎市
三の倉(下)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
高井	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
碓氷山(上)	0.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	06月27日 19時10分	前橋実業台	高崎市
上里(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋実業台	高崎市
碓氷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0		藤岡土木	藤岡市
上野野(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0		藤岡土木	藤岡市
碓氷(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	藤岡市
碓氷(中)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋実業台	藤岡市
碓氷(下)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	藤岡市
碓氷(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	神保町
碓氷(中)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋実業台	神保町
碓氷(下)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	高崎市
碓氷(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		利根ダム統管	碓氷市
碓氷(中)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	碓氷市
碓氷(下)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		高崎土木	碓氷市
碓氷(上)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		碓氷土木	下仁田町

凡例  
 雨量: □ 1mm未満 □ 1mm以上 □ 10mm以上 □ 20mm以上 □ 50mm以上 □ 80mm以上 □ 欠測、未収集、観測異常  
 \*\*: 欠測 --: 未収集 M: 保中 C: 観測 空白: 無効データ  
 値が超過した場合、背景色が変わります 例) 80.0 15.0 \*\*\*

水位雨量情報システム（群馬県）

## ①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、住民等への情報伝達の体制や方法、避難誘導體制

### 【現状の取組】



市は、水害ハザードマップを含む『高崎市ハザードマップ』を配布し、事前の防災行動を周知している。また、市地域防災計画に基づき、避難勧告等に際しては、防災行政無線（固定系）、広報車、安心ほっとメール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、twitter、facebook 等の手段を用い、情報を伝達している。避難誘導は、避難行動要支援者の支援を含め、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。



高崎市ハザードマップ（高崎市）

## ②水防に関する事項

河川の巡視区間、水防活動の実施体制、水防資機材の整備状況

### 【現状の取組】



県、市、水防団は、地域住民と協力して、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施している。

県、市は、水防倉庫等を設置し、水防資機材を備蓄している。



合同点検



水防倉庫

イメージ

### ③河川管理施設の整備に関する事項

堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容

#### 【現状の取組】



県は、流下能力の不足する区間について、堤防等の河川整備を進めるため、河川整備計画を策定している。

(烏川圏域河川整備計画、碓氷川圏域河川整備計画、鍬川圏域河川整備計画)



碓氷川圏域河川整備計画（群馬県）

減災の目標

減災の目標



◆減災のための目標

烏川外で発生し得る大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

実施する取組

実施する取組

実施する取組

〔課題1〕 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 1



目標とする時期 ①平成30年度 ②平成33年度 ③平成30年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

- ①県、市は、「水害ホットライン」を構築する。
- ②県、市は、「水害対応タイムライン」を作成する。
- ③県、市は、井野川の洪水監視に関する検討を行う。



「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報				
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
災害発生の危険性	○台風に関する記者会見 (特別警報発表の可能性) ○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報 ○大雨・暴風・高潮等特別警報	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス運行停止予告 ○運行停止手順の確認・公表	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
いつ	○氾濫危険情報	早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避	何をするか	早期に避難を開始	
台風接近	○氾濫危険情報	○リエゾンの派遣 ○所管施設の巡視		○避難勧告・指示 ○避難者の誘導・受入	○避難の開始
台風上陸	○氾濫発生情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達		○避難勧告・指示	○屋内安全確保
		○TEC-FORCE活動 (道路啓開等) ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○支援の要請	

出典：「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」（国土交通省）  
 ([http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline\\_shishin.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf))

実施する取組

〔課題1〕 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 2



目標とする時期 ①平成33年度 ②平成29年度（継続実施） ③平成30年度

流域住民・隣接市町村への迅速な情報提供を促進するため、下記の取組を実施する。

- ①市は、スピーカー付公用車を増備する。
- ②県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
- ③県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。



スピーカー付き公用車



出典：総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000404543.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000404543.pdf))



洪水監視カメラ・水位雨量情報システム（群馬県）

## 実施する取組

- [課題2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、それに応じた水位観測（基準水位の設定）や避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。

## ◆実施する取組 3



目標とする時期 平成33年度

洪水浸水想定区域図及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、市地域防災計画等の点検、見直し検討を行う。

- ① 県は、新たに洪水浸水想定区域となる各地区に応じた水位観測（基準水位の設定）を検討する。
- ② 市は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、基準づくりに際し、洪水に関する情報を提供し、協力する。
- ③ ②について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
- ④ 市は、洪水浸水想定区域内の高層建築物を一時避難場所とする災害時応援協定締結を促進する。
- ⑤ 県、市は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。
- ⑥ 市は、上記区域内について避難経路の点検を行う。点検に際し、県は、洪水に関する情報提供や県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。
- ⑦ 市は、隣接市との避難場所の相互利用を調整する。

実施する取組

〔課題5〕 県管理河川の氾濫影響により、洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組 4



目標とする時期 ①②平成33年度 ③④平成29年度（継続実施）

洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設について、市地域防災計画に位置づけるとともに、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。

また、避難行動要支援者についても、避難支援を行う。

- ①市は、要配慮者利用施設を確認し、市地域防災計画に位置づける。
- ②県、市は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
- ③市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画」を基に、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。
- ④市は、災害時専用電話を設置し、自力避難が困難な市民をバス等で避難支援する。

地域で取り組む助け合い

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援について  
「災害時に助けてほしい！」と意思表示をした人たちの避難の支援をお願いします。

地域みんなでささえあい

避難行動要支援者名簿は、高齢者や障害者のうち、自力での避難が難しいため、いざという時に「助けて欲しい！」と意思表示した方を集計したものです。近年の災害では高齢者や障害者が犠牲となる事例が増加し、地域でのささえあいが重要視されています。災害時に見ず知らずの人を助けることは困難です。日頃から地域で見守り合うことが、いざという時の支えあいにつながります。

名簿の管理は適切に

この名簿にはたくさんの個人情報があります。他の班の方の情報を班長に提供するなど、無用に情報が共有、利用されないように注意してください。また、他人が簡単に見ることができないように厳重な保管に努めてください。

■ 問い合わせ先	
名簿の活用に関すること	総務部 防災安全課 ☎ 027-321-1352
名簿の内容に関すること	福祉部 社会福祉課 ☎ 027-321-1243

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援（高崎市）

毎 年、台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が全国で発生しています。本市河川内でも発生しています。氾濫が頻りに発生する際に、水害を想定した避難場所の確保を行っています。また、いざという時に、避難を支援する体制を整えています。全戸等では、避難時の連絡とが可能な災害時専用電話についてお知らせします。問い合わせは、防災安全課（☎ 321-1352）へ。

自力で避難できない人に  
市の公用車やバスを派遣し、避難を支援

市は、長年や集中豪雨などで災害の危険性が高まった。安心はメール、ラジオの放送などに加え、災害時約40台を巡回して避難の呼びかけを行います。避難が必要な場合、自力で避難することができない人は、下記の「高崎市の災害専用電話」に連絡してください。市の公用車やバスが派遣されます。本人の他、区長、民生委員、児童委員、消防団員などでも避難の手助けが可能な場合は電話してください。

避難の手助けが必要になったら…  
高崎市の災害専用電話  
☎027-321-5000

市の公用車やバスを各地域に巡回一本で駆け付ける巡回体制

災害の危険性が高まった時、市の公用車約40台が巡回して避難の呼びかけを行います。バスと公用車に搭載する非常用無線機を運用、災害発生時からの連絡など、緊急時に対応できる避難支援体制を整えています。

〔課題 1～5〕 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

◆実施する取組 5



目標とする時期 平成33年度

洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。

①市は、水害ハザードマップの見直しを行う。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。



高崎市ハザードマップ（高崎市）

実施する取組

〔課題6〕 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知され、避難情報を正確に理解し、避難行動に繋がられる必要がある。

◆実施する取組 6



目標とする時期 平成33年度

防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組みを行う。

- ① 県、市は、小中学校等における水災害教育を実施する。
- ② 県、市は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。



イメージ



イメージ



実施する取組

〔課題 7〕 洪水浸水想定区域が広がったことにより、管轄する区域が広範囲となる水防団があった場合、より機動的な対応が必要となる。

◆実施する取組 7



目標とする時期 ①平成33年度 ②③④平成29年度（継続実施）

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

①市は、水防団の機動的な対応を市水防計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。

県は、洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。

②県、市、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。

③県、市、水防団は、地域住民と、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の合同点検を実施する。

④県、市は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。



重要水防箇所 合同点検

実施する取組

〔課題8〕 地形的に浸水深が深刻な地区に、重点的に水難救助資機材の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には、水防資機材が不足する懸念がある。

◆実施する取組 8



目標とする時期 平成33年度

想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

- ① 県、市は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。
- ② 市は、水難救助資材等の配備を検討する。



水防倉庫・水防資機材



救助用ボート：イメージ

実施する取組

〔課題9〕 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

◆実施する取組 9



目標とする時期 平成33年度

長期浸水地点や排水ポンプ車の配備状況を国、県、市で情報共有するとともに、排水ポンプ車等の有効活用を図る。

- ①国、県、市は、浸水の危険性のある地区の情報を共有し、国策定の緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加する。
- ②市は、排水ポンプ車等の有効活用を図る。



排水状況：イメージ

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鳥・神流川流域の減災に係る取組方針（国土交通省）  
 ([http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/))

実施する取組

〔課題10〕 中高頻度の出水規模（おおむね20年から30年に1回程度発生）においても、堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高く、整備を必要とする。

◆実施する取組10



目標とする時期 平成33年度

中高頻度（おおむね20年から30年に1回程度発生）の出水があった場合にも浸水が発生しないよう河川整備を行う。

①県は、河川整備計画に基づき、碓氷川・烏川・井野川について、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）

を行う。※事業着手



碓氷川圏域河川整備計画（群馬県）

実施する取組

〔課題11〕 水位周知区間外の浸水の危険性が見込まれるため、水位周知区間の延伸や水防計画及び避難計画等の見直しの検討が必要となる。

◆実施する取組11



目標とする時期 平成30年度

水位周知区間外の水害リスクに備えるため、避難行動・水防に関する情報周知等を規定する。

①県は、**鐺川の水防警報区間、水位周知区間の延伸について、水防計画に位置づける。**